

## 中央区特別区税条例の一部改正(専決処分)について

☞ 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布されたこと等に伴い、同日に専決処分によって中央区特別区税条例（昭和39年10月中央区条例第50号）を改正した。

## 概要

## 1 改正内容

(1) 二輪の原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割に係る車両区分の追加

地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、「総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kw以下のもの」を二輪の原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の車両区分に追加し、税率を「2,000円」とする。

追加後（令和7年度）			追加前（令和6年度）		
種別	排気量	税率	種別	排気量	税率
原付一種	50cc以下	2,000円	原付一種	50cc以下	2,000円
	125cc以下かつ 最高出力4.0kw以下				
原付二種 乙	90cc以下	2,000円	原付二種 乙	90cc以下	2,000円
原付二種 甲	125cc以下	2,400円	原付二種 甲	125cc以下	2,400円

(2) 身体障害者等に対する軽自動車税の種別割の減免申請に係る提示書類の追加

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）が施行され、マイナンバーカードと運転免許証を一体化する制度が令和7年3月24日から開始された。

これに伴い、身体障害者等に対する軽自動車税の種別割の減免申請の際、運転免許証の代わりに「運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）」の提示を可能とする。

## 2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項

## 3 施行期日

令和7年4月1日